

保育所入所における確認書及び希望調査

③

(1)確認書

※以下の確認事項の内容を確認し、□にチェックをした上でご署名お願いいたします。

確認事項		チェック
1	選考は、入所希望園のみを対象として行います。（希望施設以外に空きがあった場合、選考は行いません。）	☐
2	入所希望園については、入所の意思があるものとして審査します。内定後の辞退はご遠慮ください。	☐
3	申請後、希望園の変更をする際は、締切日までに変更届の提出をお願いします。	☐
4	申請時に不足書類がある場合や期日内に提出できない場合は、次の選考になります。余裕をもって提出してください。	☐
5	申請内容に事実と異なる虚偽の記載があった場合、入所が取り消されることがあります。	☐
6	申請後、入所後に就労状況の変更（勤務先・勤務時間・契約期間満了・育休等）があった場合、就労証明書の再提出が必要です。	☐
7	保育料は毎月末日が納期限（末日が土日祝の場合は翌営業日）となっています。必ず納期限までにご納付ください。 正当な理由なく保育料等を滞納した場合、児童福祉法 56 条の規定により滞納処分を行う場合があります。	☐
8	世帯構成の変更（事実婚含む）があった場合、保育料（0～2 歳児クラス）または副食費免除（3 歳児クラス以降）が変更となる可能性がありますので、必ず子育て支援課にご連絡ください。	☐
9	入所申請を取り下げる場合は、速やかに取下書を提出してください。	☐
10	入所後、一定期間は、お子さんが集団生活に順応できるように、短時間のならし保育を行います。勤務時間や復職日にご注意ください。	☐
11	入所後でも、保育の必要性の事由がなくなったときは、退所していただきます。	☐
12	入所が内定・決定した後、保育所等に求められた際には、就労証明書を提供していただく場合があります。	☐
13	保育料算定のため税申告が必要な場合は、速やかに行ってください。保育料算定の際に市町村民税所得割課税額が確認できない場合は、最高階層（第 12 階層）の保育料をお支払いいただきます。	☐

上記の内容について確認、承諾しました。また、上記承諾内容を守れなかった場合は保育園を退所となっても異議はありません。

年 月 日

保護者氏名（自署）

(2)希望調査

※選考にあたり希望する事項について、該当する数字を記入欄に記入してください。

1、入所申込について		記入欄
(1) 翌月以降の選考について	1、引き続き選考を希望する。 2、申請を取下げる。 ※結果通知到着後、必ず取下書のご提出をお願いします。	
(2) 入所を待つ期間の保育	1、(父・母・祖父母・親族・知人) が保育を行う。 2、(父・母) が育児休暇を（ 年 月 日まで）延長する。 3、(幼稚園・一時保育・職場内保育室・その他有償保育) に預ける。	
2、同一世帯で2人以上の申込について		
(1) 新規同時申込の場合	1、同じ保育所等に全員同時でなければ入所しない。 2、別の保育所等でも全員同時に入所したい。（同時入所できない場合、全員入所保留） 3、1 人でも入所したい。※ 1 人のみ入所の場合も、就労等の開始が必要になります。 4、兄弟別園入所となるより、希望下位の園でも良いので同じ園への入所を希望する。 (必ずしも、兄弟同じ園へ入所案内できるわけではありません。) →同じ園へ入所不可の場合 ①同じ保育所に全員同時でなければ入所しない ②別園でも同時に入所したい（同時入所できない場合、全員入所保留） ③ 1 人でも入所したい	
(2) 在園中の兄・姉がいる場合	1、兄弟・姉妹と同じ園でなければ入所しない。 2、兄弟・姉妹が別の園でも入所したい。	